

京都市環境保全活動センター

(京エコロジーセンター)

中長期整備計画策定業務委託募集要項

<募集期間>

令和6年5月13日(月)～ 令和6年6月5日(水)

提出及び問合せ先

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室(担当:本多、照沼)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

1 委託業務の概要について

(1) 業務の名称

京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）中長期整備計画策定業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 別添仕様書のとおり履行期間

契約日の翌日から令和7年1月31日まで

(4) 委託金額の上限

15,510千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件について

本要項3（1）に定める資料を提出した日において、次の（1）かつ（2）に該当する者
なお、本プロポーザルは、単独の事業者に限らず、複数の事業者で構成される共同事業体についても参加を認めるものとし、共同事業体として参加する場合は、（1）は代表者及び構成員の全てが該当することを、（2）は代表者又は構成員のいずれかが登録されていることを要件とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者、又は、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する ZEB プランナーに登録されている事業者であること。

3 提案の方法

(1) 提出資料

ア 参加申込書（様式1）1部

審査結果通知予定日（令和6年6月中旬）に連絡が取れる担当者氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入すること。参加申込書と合わせ、次の書類を各1部提出すること。

(ア) 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明） ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1

- ・ 納税証明書（国税等） ※ 1
- ・ 納税証明書（京都市税） ※ 1
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ 2
- ・ 誓約書 ※ 2

※ 1 申請日前 3 箇月以内に発行のもの、原本（写し不可）

※ 1、2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto06/sanka06wto.htm>

(イ) 共同事業体協定書（共同事業体として参加する場合のみ）

共同事業体の協定書を提出すること。

イ 提案書（様式 2） 7 部

次の事項について簡潔に記載すること。提案書と合わせ、以下の (ア) ～ (エ) の資料を 7 部提出すること。

- ・ 本業務の実施体制

本業務における人員配置及び人員の保有資格並びに主な業務実績等

- ・ 類似業務実績

過去 10 年間ににおける公共建築物に係る調査・企画・設計業務の実績並びに ZEB 化可能性調査に類似する業務の実績を記載すること（共同事業体にあつては、その代表者又は構成員のいずれかが受注したもの）。記載する実績は各最大 5 件までとし、内容等が本業務に類似していると思われるものを中心に記載すること。

(ア) 見積書

本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を 1 通提出すること。見積金額は、15,510 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を全体経費の上限価格とする。見積金額が上限価格を超えている場合は、失格とする。

(イ) 企画書

別紙仕様書を踏まえ、本業務に取り組むに当たっての基本的な考え方や進め方など、業務の目的の達成と質の向上に資する具体的な提案を記載した企画書を提出すること（原則として A4 横書きとし、枚数は問わない。図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可。）。また、企画書には社名を入れないこと。様式不問。

(ウ) SDGs に資する取組に関する資料

SDGs に資する取組として、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し。

(エ) その他資料

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

※ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容を事前に示すこと（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。再委託先との連絡調整、統括は受託者が行う。）

(2) 提出資料の締切

令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時 必着

(3) 提出方法

郵送又は持参

(なお、直接持参する場合は、事前に担当者に連絡すること)

(4) 提出及び問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室 本多、照沼

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

電子メール: ge@city.kyoto.lg.jp

(5) 費用負担

提案に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

(6) 募集要項、仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目に対する質問等、提案内容に関する問合せについては、下記の方法で問い合わせのあったものに限り、すべての回答を取りまとめ、質問者を特定できる情報を削除したうえで下記のURLに掲載する。ただし、他の応募者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

令和6年5月24日(金) 午後5時必着

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、ファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

ウ 回答方法

令和6年5月30日(木) 午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

4 プロポーザルの手続の概要

(1) 選定方法

提出された提案書に基づき、(3)に掲げる評価項目について内容を審査し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。

ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しない。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがある。

(2) 審査委員会

提案について、以下の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき、選定する。

- ・京都市環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長
- ・京都市環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
- ・京都市環境政策局環境企画部環境総務課企画調整・人材育成・監察担当課長
- ・京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課長
- ・京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長

(3) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
実施体制	配置人員数	業務遂行に十分な人員が確保されているか	15点
	管理技術者の能力	実績等	
	業務担当者の能力	実績等	
業務実績	類似業務の実績	類似業務の実績の有無、内容 ・公共建築物に係る調査・企画・設計業務の実績 ・ZEB プランナーとして既存建築物の ZEB 化改修に向けた調査・企画・設計業務の実績	30点
業務提案	業務の理解度	業務の趣旨を十分に理解しているか	40点
	検討プロセスの的確性	業務の目的を達成するために必要な検討プロセスについての的確な提案がされているか	
	提案の独創性	業務の質の向上に資する独自の提案がされているか、また、その内容は妥当なものか	
見積金額		受託見積金額に応じて配点を行う	10点
社会的課題や地域経済への貢献		これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証等を受けているか。又は、京都市公契約基本条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する市内中小企業であるか。	5点

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について配点表に基づき採点を行った結果、各審査委員の評価点の合計（合計点）が満点の 6 割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

応募者が 1 者の場合は、採点の結果、合計点が満点の 6 割を超え、かつ審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定することとする。

ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

応募者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合については受託候補者とししない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、応募者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

通知内容に疑義のある応募者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから休日を除く 5 日に、書面により、京都市 環境政策局 地球温暖化対策室まで申し出ること。

（６）選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

（７）受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の企画提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定に係る審査において順位の高かった者の順に協議を行い、受託候補者を再選定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第２９条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

５ 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

（１）契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とする。

（２）契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

（３）契約期間

契約日の翌日から令和７年１月３１日まで（予定）

（４）その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市 環境政策局 地球温暖化対策室が指示するところによるものとする。

６ 施設見学

希望がある場合には、令和６年５月２２日（水）に京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）の見学会を実施する。参加を希望する者は、令和６年５月１７日（金）午後５時までに、企業名、代表者名、担当者名、電話番号、見学会に参加を希望する旨及び参加予定人数を３（４）まで電子メールで送信すること。見学会の詳細は、電子メールによる申込受領後に通知する。

７ スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和６年５月１３日（月）
質問受付期限	令和６年５月２４日（金）午後５時まで
質問回答	令和６年５月３０日（木）午後５時まで
企画提案書等提出期日	令和６年６月５日（水）午後５時まで
審査の結果通知	令和６年６月中旬
業務委託契約	令和６年６月下旬（予定）
履行期限	令和７年１月３１日（金）